

2 報酬の算定に関する事項

報酬区分の導入(児童発達支援・放課後等デイサービス)

報酬の留意事項通知 第二 2 (3)①



平成 30 年度報酬改定により、児童発達支援では、未就学（小学校就学前）の障がい児の割合による報酬区分が設けられました。

また、放課後等デイサービスでは、利用者の状態像を勘案した指標と、授業終了後のサービス提供時間による報酬区分が設けられました。

報酬区分は前年度の実績に基づき判断し、増改築等の事由を除き 1 年間適用されます。
【30 年度新設】

強度行動障がい児支援加算(児童発達支援・放課後等デイサービス)

厚生労働省告示第九十九号別表第 1 9の2



強度行動障がいを有する障がい児への適切な支援を推進するため、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等を修了した職員を配置し、強度行動障がいを有する障がい児に対して支援を行うことを評価する加算です。【30 年度新設】※研修要件は児童指導員配置加算等と同じ

看護職員加配加算(児童発達支援・放課後等デイサービス)

厚生労働省告示第九十九条別表第 1 10



医療的ケア児の受け入れ体制を確保し必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算です。基準上必要な人員に加え、看護職員が常勤換算で 1 以上、医療的ケアに関する判定スコアによる要件、医療的ケア提供の公表等の要件があります。【30 年度新設】

人員欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(6)

(児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる員数を満たしていない。
- 児童発達支援管理責任者が退職した以降、後任が補充されていない。



指定基準の規定により配置すべき従業者（児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者）については、人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合にはその翌月から、一割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、所定単位数の 100 分の 70 で算定してください。

※減算が適用された月から 3 カ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の 100 分の 50 で算定することとなります。【30 年度報酬改定】

児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の 100 分の 70 で算定して下さい。

※減算が適用された月から 5 月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の 100 分の 50 で算定することとなります。【30 年度報酬改定】

なお、多機能型事業所等であって、複数の障がい児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には当該複数の障がい児通所支援の障がい児全員について減算となります。

* 人員欠如は人員基準違反であり、指導や勧告、行政処分の対象とする場合があります。

通所支援計画等未作成減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(7)

(児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。))

- 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていない。
- 基準に定められている通所支援計画等作成に係る一連の業務が適切に行われていない。



通所支援計画等が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき所定単位数の100分の70で算定してください。

※減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。【30年度報酬改定】



児童発達支援管理責任者の実務経験の経過措置は、平成30年3月31日で終了しています。要件を満たさない者が平成30年4月1日以降に計画を作成した場合は、計画未作成減算の対象となります。

児童指導員等(有資格者)配置加算

加算の対象となる従業者

新(平成30年度改正)	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した障害福祉サービス経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した指導員

- * 研修は、重度訪問介護従事者養成研修(基礎研修)と行動援護従事者養成研修も対象です。
- * 基準上必要な従業者のみを対象としているため、従来の「指導員」は対象外となります。
- * 現在、加算を算定している事業所でも、新基準では加算を算定できない場合があります。

児童指導員等加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1)の④

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

児童指導員等加配加算(Ⅰ)

加算を算定するために基準上必要な人員に加えて配置が必要な従業者(常勤換算)

	新(平成30年度改正)	旧
理学療法士等(専門職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士 ・大学で心理学又はこれに相当する課程を専修し卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者 	H30 新設

	新(平成 30 年度改正)	旧
児童指導員等	・児童指導員 ・障害福祉サービス経験者又はその他の従業者で強度行動障害支援者養成研修※(基礎研修)を修了した者	・児童指導員 ・保育士 ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者
指導員	・障害福祉サービス経験者 ・その他の従業者	・指導員

※研修は、重度訪問介護従事者養成研修(基礎研修)と行動援護従事者養成研修も対象です。

※児童指導員等加配加算(Ⅱ)については、児童指導員等加配加算(Ⅰ)を算定しており、児童発達支援・放課後等デイサービス(センター、重心除く)で区分1を算定している事業所が、さらに上記職員を常勤換算で1以上配置すると算定できます。ただし、個別支援計画未作成減算にあたる事業所は算定できません。

食事提供加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑦

(児童発達支援、医療型児童発達支援)(児童発達支援センターで行う場合のみ)

- 外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。



事業所が食事を提供した場合に限定して加算を算定してください。

※ 食事提供体制加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定することが可能なものですが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。

ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められません。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障がい児に提供するような方法による加算の算定も認められません。

食事提供加算の適用期限については、平成33年3月31日まで継続されています。

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑨

(保育所等訪問支援を除く)

- 従業者の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たせていない。

加算の対象となる従業者

加算	新	旧
I	・社会福祉士 ・介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師 左記の者で常勤の児童指導員又は障がい福祉サービス経験者 (保育士は含まず)	・指導員 ・児童指導員
II		・指導員 ・児童指導員
III	・児童指導員 ・保育士 ・障害福祉サービス経験者	・指導員 ・児童指導員 ・保育士

* 基準上必要な従業者のみを対象としているため、従来の「指導員」は対象外となります。



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合（100分の35【Ⅰ型】又は100分の25以上【Ⅱ型】）、常勤配置している従業者の割合（100分の75以上【Ⅲ型】）又は、常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合（100分の30以上【Ⅲ型】）のうち該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないようにしてください。

加算の取り下げは、届出が必要ですので、対象となる従業者の異動がある場合は、引き続き算定できるか、また型の変更がないか確認すること。

欠席時対応加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑩

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。



利用を予定した日の前々日、前日又は当日に急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児又はその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。

事業所へ欠席の連絡があった日は、事業所の営業日でカウントします。

延長支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑪

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 運営規程に定める営業時間が8時間以上でない。
- 営業時間を越えた支援となっていない。
- 延長時間帯に、指定通所基準に定められた直接支援業務に従事する職員が1名以上配置されていない。
- 延長した支援が必要であることが「障がい児利用支援計画」に位置付けられていない。



運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ算定するものですが、以下の点に注意が必要です。

ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まないものであること。

イ 個々の障がい児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を越えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置していること。また、営業時間については、利用状況を踏まえ適切な設定が必要です。

エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ原則として当該理由が障がい児支援利用計画に記載されていること。

※延長支援加算は単に営業時間外の預かり又は、送迎車を待つ待機時間には算定できません。障がい児に延長した支援が必要であることを、相談支援事業所等による障がい児利用支援計画への位置づけが必要です。

※営業時間については利用状況を踏まえ、適切な設定が必要です。

例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図ること。なお、これらの要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないとともに、届け出が必要ですので、所定の手続きを行ってください。

強度行動障害児特別支援加算（福祉型障害児入所施設）

強度行動障害児特別支援加算については、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」の研修修了者の配置が算定要件とされております。算定要件については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等を受講させる計画を作成し、都道府県知事等に届け出ている事業所においては、当該研修を修了しているものとみなす規定が設けられておりますが、この経過措置は平成31年3月31日で終了となりました。 【平成31年度要件の見直し】

最低基準を満たした上での常勤換算1名以上配置の計算方法

（下記の共通の条件：定員10名、営業日：月～金、営業時間：8時間（対象：主に重心以外））

例1 児童指導員等加配体制（Ⅰ）を満たす場合

	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
最低基準	管理者兼 児童発達支援管理責任者	B	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	保育士	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	障害福祉サービス経験者	C	8		8		8	—	—	24	96
	児童指導員	C		8		8		—	—	16	64
加配	児童指導員	C	4	8		8	8	—	—	28	112
	その他の従業者	C		8		8		—	—	16	64
	運転手	C	2	2	2	2	2	—	—	10	40

$$4 + 16 + 0 + 16 + 8 = 44$$

- A：常勤専従
- B：常勤兼務
- C：非常勤専従
- D：非常勤兼務

最低人員配置基準以外に常勤（40時間/週）換算で1名以上児童指導員等を配置しているため、児童指導員等加配体制（Ⅰ）の「4. その他の従業者」を算定できる。
※月単位で加配を満たしている場合に算定可能

例2 児童指導員等加配体制（Ⅰ）及び（Ⅱ）を満たす場合

	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
最低基準	管理者兼 児童発達支援管理責任者	B	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	保育士	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	障害福祉サービス経験者	C	8		8		8	—	—	24	96
	児童指導員	C		8		8		—	—	16	64
加配	保育士	B	7	7	7	7	7	—	—	35	140
	児童指導員	C	8	8	8			—	—	24	96
	児童指導員	C	4	8		8	8	—	—	28	112
	運転手	C	2	2	2	2	2	—	—	10	40

$$19 + 23 + 15 + 15 + 15 = 87$$

- A：常勤専従
- B：常勤兼務
- C：非常勤専従
- D：非常勤兼務

最低人員配置基準以外に常勤（40時間/週）換算で2名以上を配置しているため、児童指導員等加配体制（Ⅰ）及び（Ⅱ）が算定可能です。
ただし、この場合、保育士（専門職員）のみで40時間を満たしていないため（Ⅰ）及び（Ⅱ）も「3. 児童指導員等」の算定となります。
※月単位で加配を満たしている場合に算定可能